

東久留米市国土強靱化地域計画

令和 4 年 2 月

東久留米市

東久留米市国土強靱化地域計画 目次

第1章 計画の策定趣旨と位置づけ

1-1	計画の策定趣旨	1
1-2	計画の位置づけと他の計画との関係	2
1-3	計画の期間	3
1-4	計画の推進	3

第2章 東久留米市の地域特性等

2-1	東久留米市の地域特性	4
(1)	自然的特性	4
(2)	社会的特性	7
2-2	東久留米市において想定される災害	11
(1)	地震災害	11
(2)	風水害	12
(3)	土砂災害	12
(4)	火山噴火災害	13

第3章 強靱化の基本的考え方

3-1	目標・方針の策定プロセス	14
3-2	強靱化の基本目標等	15
(1)	東久留米市の強靱化を進める上での4つの基本目標	15
(2)	強靱化における8つの事前に備えるべき目標	16

第4章 脆弱性評価

4-1 脆弱性評価とは	17
4-2 評価の前提となる事項	17
(1) 想定するリスク	17
(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	17
(3) 施策分野の設定	20
4-3 脆弱性評価結果	21
(1) 事前に備えるべき目標1 直接死を最大限防ぐ	21
(2) 事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	24
(3) 事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	27
(4) 事前に備えるべき目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを 確保する	28
(5) 事前に備えるべき目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	29
(6) 事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、 交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 	32
(7) 事前に備えるべき目標7 制御不能な二次災害を発生させない	34
(8) 事前に備えるべき目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 復興できる条件を整備する	36

第5章 推進方針

5-1 リスクシナリオごとの推進方針	39
(1) 事前に備えるべき目標1 直接死を最大限防ぐ	39
(2) 事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	42
(3) 事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	47
(4) 事前に備えるべき目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを 確保する	49
(5) 事前に備えるべき目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	50
(6) 事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、 交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 	54
(7) 事前に備えるべき目標7 制御不能な二次災害を発生させない	56
(8) 事前に備えるべき目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で 復興できる条件を整備する	59

第 1 章 計画の策定趣旨と位置づけ

1-1 計画の策定趣旨

東日本大震災は、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策のあり方が問われることとなった。その中で、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が、「国土強靱化」である。

強靱性とは「強くてしなやか」という意味であり、「レジリエンス」とも訳されている。国土強靱化（ナショナルレジリエンス）とは国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものである。

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定されるなど、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を進めていくための枠組みが整備されてきた。基本法第 13 条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができると規定され、国は基本計画において、国土強靱化に向けた取組みを地方公共団体や民間と連携して、総合的に推進することとしている。

また、東京都においては、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにした上で、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、基本法第 13 条に基づき、平成 28 年 1 月に「東京都国土強靱化地域計画」が策定された。

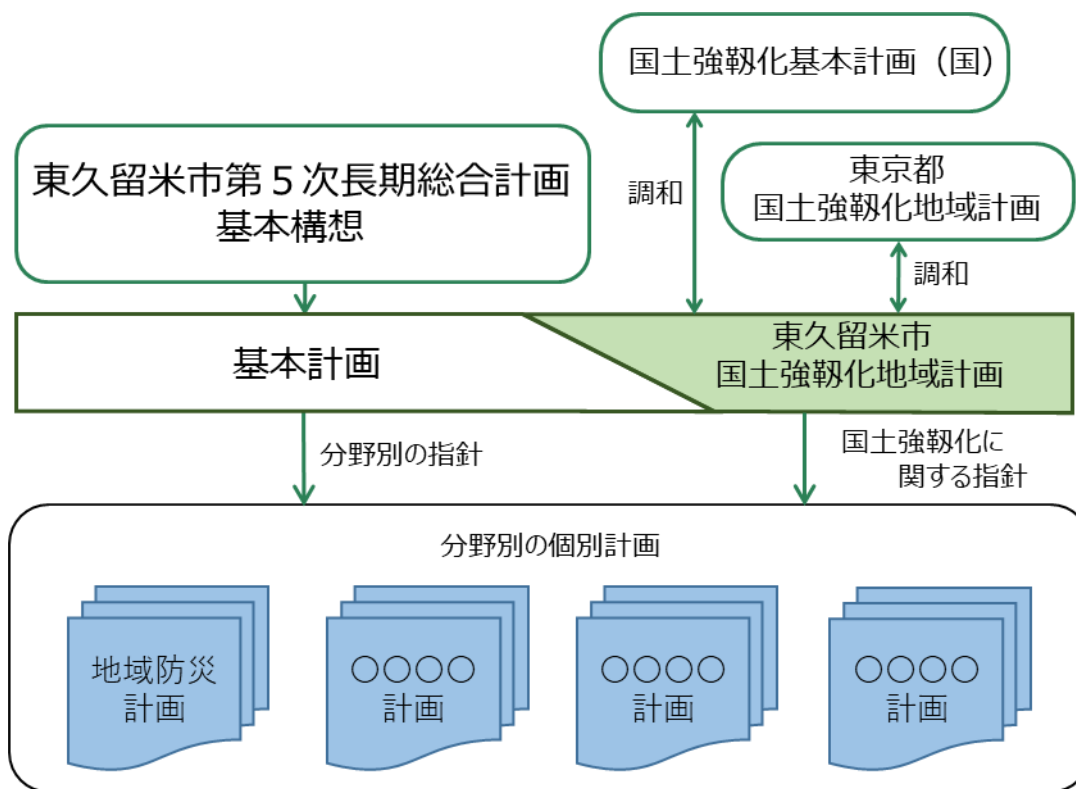
本市においても、「東久留米市地域防災計画」の改訂（平成 28 年 2 月、令和 3 年度改訂中）、「東久留米市業務継続計画」の策定（平成 28 年 3 月、令和 3 年度改訂中）、「東久留米市洪水ハザードマップ」の更新（毎年更新）などを行う一方で、木造住宅や特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化、雨水整備事業による浸水被害の軽減など、様々な防災関連施策に取り組んでいる。

国や都の動向を踏まえて、現在の取組みをさらに推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くしなやかな地域の構築を目指すことを目的として、本市の強靱化に関する指針となる東久留米市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」とする。）を策定するものである。

1-2 計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防災関連計画をはじめ各分野の個別計画の指針となる計画である。

また、基本法第14条に基づき国の基本計画と調和を保つとともに、都の地域計画とも調和を図り、本市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられた東久留米市第5次長期総合計画の基本構想実現のため、すべての基本目標及び基本的な施策それぞれに必要な基本的な取組みの一つとして位置づける。



東久留米市国土強靱化地域計画と他の計画との関係

国土強靱化基本法 第十三条

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化基本法 第十四条

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1－3 計画の期間

本計画の計画期間は、5年間（令和4年度から令和8年度）とする。ただし、今後の社会経済情勢の変化、国や都の国土強靱化政策が定期的に見直されること等を考慮し、必要に応じて見直しを図るものとする。

また、推進方針に基づき取り組む具体的な事業については、別冊の主要事業一覧としてまとめるものとし、適宜見直しを行う。

1－4 計画の推進

本計画は民間事業者等による取組みを含め、東久留米市における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。

したがって、強靱化の具体的な取組みについては、東久留米市地域防災計画等の当該取組みが位置づけられたそれぞれの計画等のもとで、着実に推進していくものとする。

第2章 東久留米市の地域特性等

2-1 東久留米市の地域特性

(1) 自然的特性

①位置と面積

日本最大の平野である関東平野の南西に、洪積台地の中では最大級の一つにあげられる武蔵野台地がある。武蔵野台地は、入間川、荒川、多摩川に囲まれている台地で、西端は関東の山々、東端は東京の山の手台地まで広がり、その東西の長さは約50kmである。

本市は、この武蔵野台地のほぼ中央、都心から北西へ約24kmに位置し、北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京・小平の2市、北は野火止用水を隔てて清瀬市に接し、水と緑に恵まれた環境である。

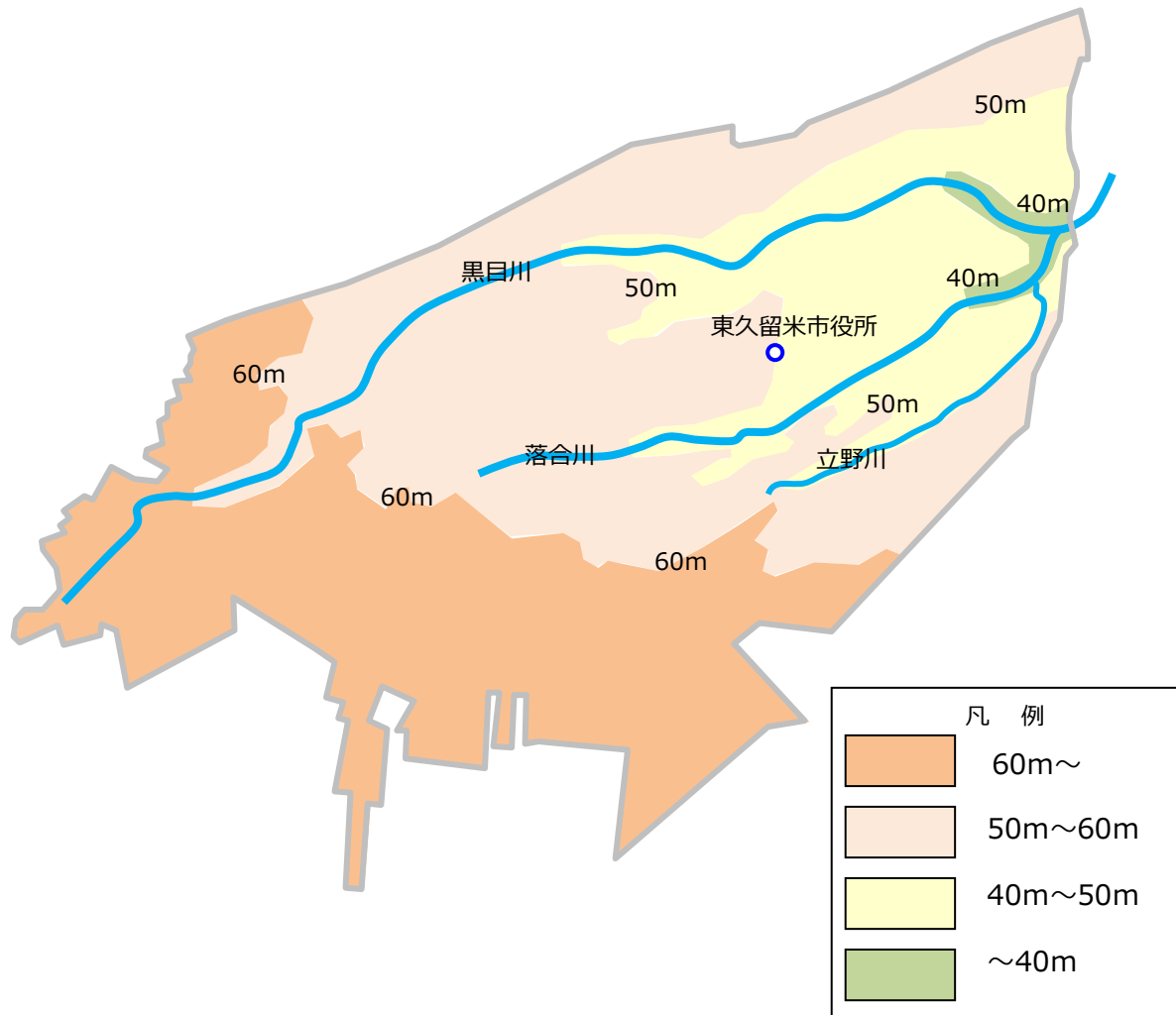
市域は、東西約6.5km、南北3.5kmでほぼ三角形をなし、面積は12.88km²である。



②地形

本市を含む武蔵野台地は、古多摩川の形成した扇状地の上に、富士・箱根の山々の活発な火山活動によって噴出した火山灰が、何層かに堆積して形成された洪積台地である。

本市の地形は、標高 50～60mの台地と 40～50mの低平な地域から成り立っている概ね平坦地で、西南西方向から東北東方向に黒目川、落合川、立野川などの河川が流れている。



東久留米市の地形図（1/40,000）

③地質

本市の地層は、下層部は第四紀に属する関東ローム層であり、低地は河川が運搬して堆積した土砂泥からなる沖積層である。低地を除く他の土地は、浅い腐食層があり、すぐその下は関東ローム層に覆われている。上層のローム層は、立川ローム層に属するもので、次いで武蔵野ローム層となる。両者の厚さはおよそ5～7m前後で、ローム層の下の地層は薄い東京浮石層があり、さらに粘土、砂、礫から成り立っている。礫は武蔵野礫層と、それより粘土の多い上部東京層となっている。

④気象

本市の気候は武蔵野特有の中間気象で、年間平均気温 16.1℃、年間降雨量は 1,553mm で、四季を通じて北北西の風が全風向の 18%を占める。(2013～2020 年の平年値(観測点：練馬)より)

（２）社会的特性

①人口・世帯数

本市は 23 町で構成され、人口は平成 28 年まで増加し、その後 117,000 人前後で推移している。

人口は西武池袋線東久留米駅周辺、市中心部の東本町及び本町に集中しており、それらの地域では人口密度が高くなっている。首都圏のベッドタウンということもあって市域全体に住宅地が広がり、上の原地域の東久留米団地やひばりが丘団地、滝山団地等、大規模住宅団地を有する。

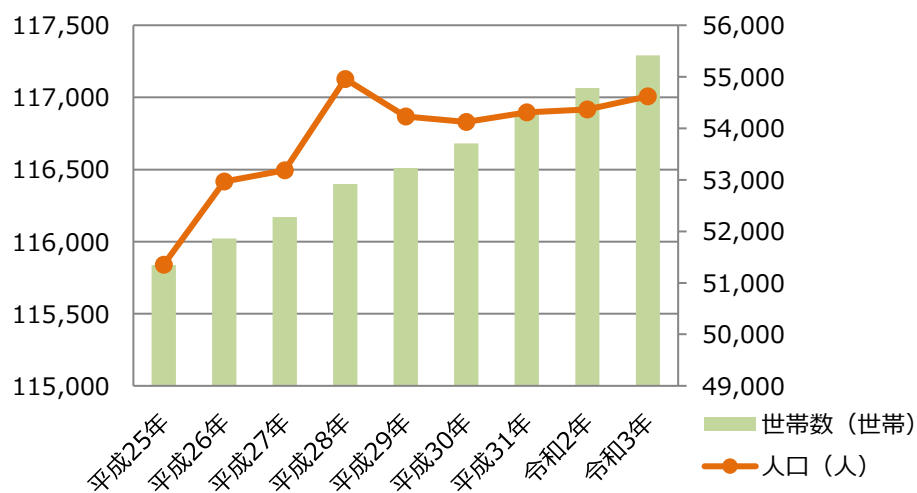
本市の世帯数は増加傾向にあり、令和 3 年では 55,414 世帯と平成 25 年の 51,344 世帯から 4,070 世帯、約 8 %増加している。

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

東久留米市の人口・世帯数推移（各年 1 月 1 日現在）

	人口（人）	世帯数（世帯）
平成 25 年	115,840	51,344
平成 26 年	116,417	51,860
平成 27 年	116,494	52,279
平成 28 年	117,128	52,915
平成 29 年	116,867	53,225
平成 30 年	116,830	53,708
平成 31 年	116,896	54,257
令和 2 年	116,916	54,784
令和 3 年	117,007	55,414

資料：統計東久留米（令和 2 年版）



※統計東久留米（令和 2 年版）をもとに作成

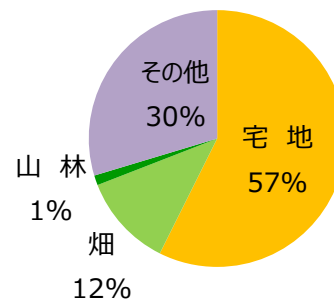
②土地利用

本市の土地利用を地目別にみると、6割近くを宅地が占めており、畑や山林は少なく、都市的土地利用が進んだ地域である。

地目別土地・面積（令和2年）

	面積（km ² ）	割合（％）
宅 地	7.39	57.4
畑	1.51	11.7
山 林	0.16	1.2
その他	3.82	29.7
合 計	12.88	100.0

資料：統計東久留米（令和2年版）



また、本市は柳窪四丁目及び五丁目の一部に市街化調整区域がある以外は市街化区域であり、指定されている用途地域は全体の6割以上を占める第1種低層住居専用地域をはじめ、9割以上が住居系の用途地域となっており、低層住居を主体とした住宅都市である。

用途地域別土地・面積（令和2年12月1日現在）

	面積（ha）	割合（％）
第1種低層住居専用地域	810.2	62.7
第2種低層住居専用地域	4.0	0.3
第1種中高層住居専用地域	204.0	15.8
第2種中高層住居専用地域	103.2	8.0
第1種住居地域	10.9	0.8
第2種住居地域	31.3	2.4
準住居地域	13.5	1.0
近隣商業地域	38.9	3.0
商業地域	10.8	0.8
準工業地域（含む特別工業地区）	65.2	5.0
合 計	1,292.0	100.0

資料：統計東久留米（令和2年版）

③建物

本市の建物は約 31,000 棟あり、その用途をみると 9 割近くは住宅、構造は 8 割以上が木造となっている。

用途別・構造別の建築物数（令和 2 年度）

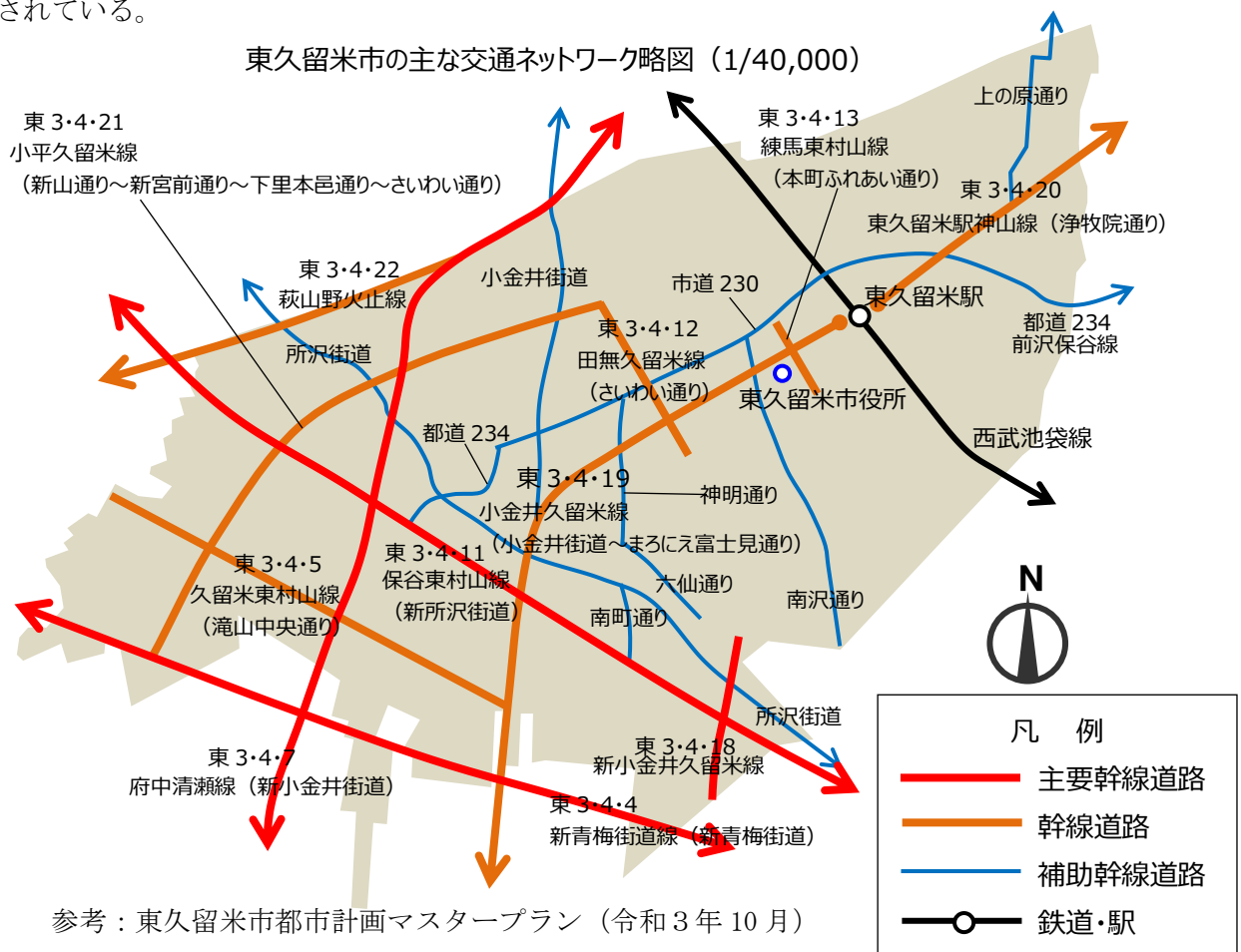
	木造建築物 (棟)	割合 (%)	非木造建築物 (棟)	割合 (%)	合計 (棟)	割合 (%)
住 宅	24,813	79.8	2,967	9.5	27,780	89.3
事務所・店舗・銀行	227	0.8	853	2.7	1,080	3.5
病院・ホテル	14	0.1	33	0.1	47	0.2
工場・倉庫	206	0.6	485	1.6	691	2.2
その他	683	2.2	795	2.6	1,478	4.8
合 計	25,943	83.5	5,133	16.5	31,076	100.0

資料：統計東久留米（令和 2 年版）

④交通

本市の主要幹線道路は、市域を東西に横断して都心方向に向かう新青梅街道線（新青梅街道）と保谷東村山線（新所沢街道）、市域を南北に縦断する府中清瀬線（新小金井街道）などにより、周辺市や都心と結んでいる。また、市役所のアクセス道路である小金井久留米線（小金井街道～まろにえ富士見通り）などが幹線道路となっている。

鉄道では市東部を西武池袋線が南北に通り、市内唯一の鉄道駅である東久留米駅が設置されている。



さらに、保谷東村山線（新所沢街道）など、市の緊急輸送道路が指定されている。

凡 例

- 都緊急輸送道路（一次路線）
- 都緊急輸送道路（二次路線）
- 市緊急輸送道路

2-2 東久留米市において想定される災害

(1) 地震災害

東京都防災会議は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、平成 24 年 4 月に公表した。

この被害想定では、東京湾北部地震及び多摩直下地震を再検証するとともに、元禄型関東地震及び立川断層帯地震を新たに追加して検証しているが、本市においては、従来と同様、多摩直下地震による被害が最も大きなものとなっている。そのため、本計画においても、東久留米市地域防災計画と同様、前提となる地震モデル及び条件を「多摩直下地震（冬の夕方 18 時）」に設定する。

表 本市における多摩直下地震の被害想定（前提条件：冬の夕方 18 時・8 m/sec）

区 分			都全体	多摩地区	東久留米市
建物被害	全壊棟数（棟）	計	75,668	31,474	719
		ゆれ	73,322	30,435	707
		液状化	817	45	0
		急傾斜地崩壊	1,528	995	13
	火災延焼	焼失棟数（棟数） ＊倒壊建物を含む。	65,770	42,291	768
		焼失率（％）	2.4	4.2	2.8
人的被害（人）	死 者	計	4,732	2,169	44
		ゆれ・液状化建物被害	3,220	1,246	28
		急傾斜地崩壊	109	65	1
		火災	1,302	836	15
		ブロック塀等	97	21	1
		屋外落下物	2	0	0
	負傷者	計	101,102	28,860	680
		ゆれ・液状化建物被害	92,831	24,991	630
		急傾斜地崩壊	137	82	1
		火災	4,614	3,020	29
		ブロック塀等	3,349	731	19
		屋外落下物	172	36	1
	重傷者	計	10,902	3,804	74
		ゆれ・液状化建物被害	8,220	2,631	58
		急傾斜地崩壊	68	41	0
		火災	1,290	844	8
		ブロック塀等	1,306	285	7
		屋外落下物	18	4	0
避難者（人）		避難人口	2,756,681	879,437	22,450
		避難生活者数	1,791,842	571,634	14,592
		疎開者人口	964,838	307,803	7,857
帰宅困難者（人）			4,714,314	923,490	16,721
エレベーター停止台数（台）			5,130	809	6
要配慮者 死者数（人）			2,549	1,201	29
自力脱出困難者（人）			30,626	10,040	233
震災廃棄物		重量（万 t）	3,121	1,050	24
		体積（万 m³）	3,771	1,306	31

資料：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」平成 24 年 4 月

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

(2) 風水害

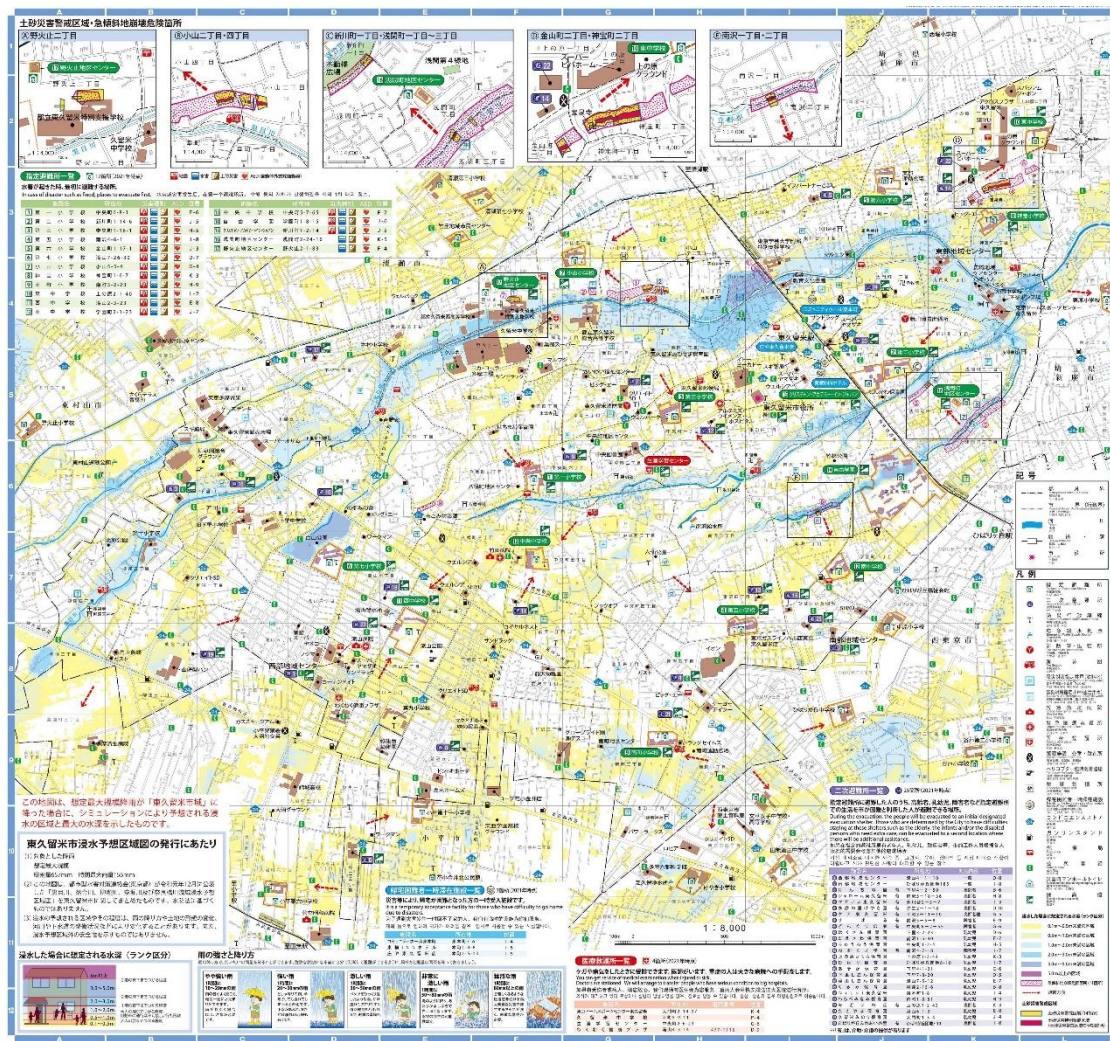
本市においては、過去に黒目川や落合川の流域において、河川の溢水や内水による浸水被害が発生している。とくに昭和49年7月11日や20日では、黒目川及び落合川流域の合計で浸水面積3.6ha、床下・床上浸水建物339棟という大きな被害があったが、一方、昭和40年代からの東京都によるこれら河川の治水対策が進められておりそれ以降、床下・床上浸水建物が100棟を超える災害は発生していない。

最近では宅地化の進行に伴い、住宅地の道路等で小規模な内水被害の発生が見受けられるが、雨水整備事業によりそれらの対応に取り組んでいる。

(3) 土砂災害

本市は、標高70mから40mの範囲で、南西から北東に緩やかに傾斜する地形となっており、何本かの崖線（河川の浸食作用でできた崖地の連なり）が通っている。

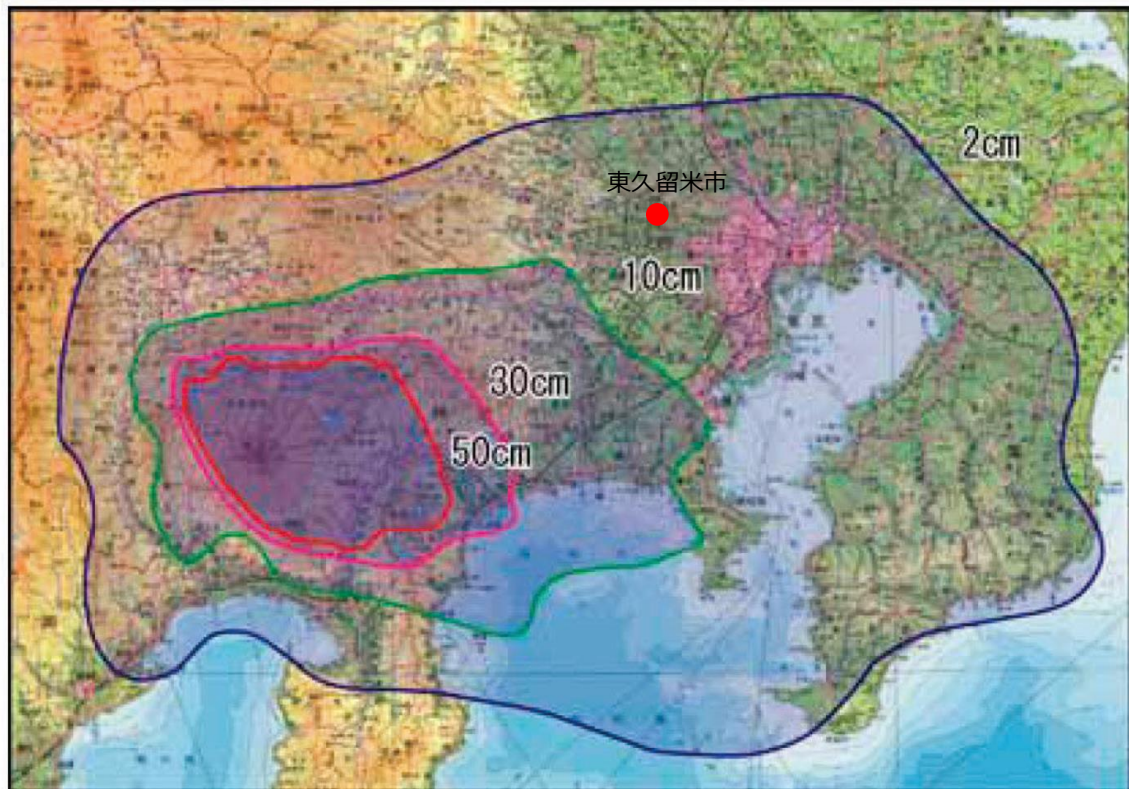
崖線の部分には、土砂災害警戒区域14か所（土砂災害特別警戒区域8か所を含む）、急傾斜地崩壊危険箇所11か所が指定されている。



資料：東久留米市洪水ハザードマップ（令和3年12月）

（４）火山噴火災害

東京都地域防災計画（火山編）の「第４部 富士山噴火降灰対策」では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会報告書に示された被害想定を計画の基礎としており、東京都内の噴火による被害想定は、富士山山頂火口からの距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。火山灰の到達範囲については次の図のとおりである。



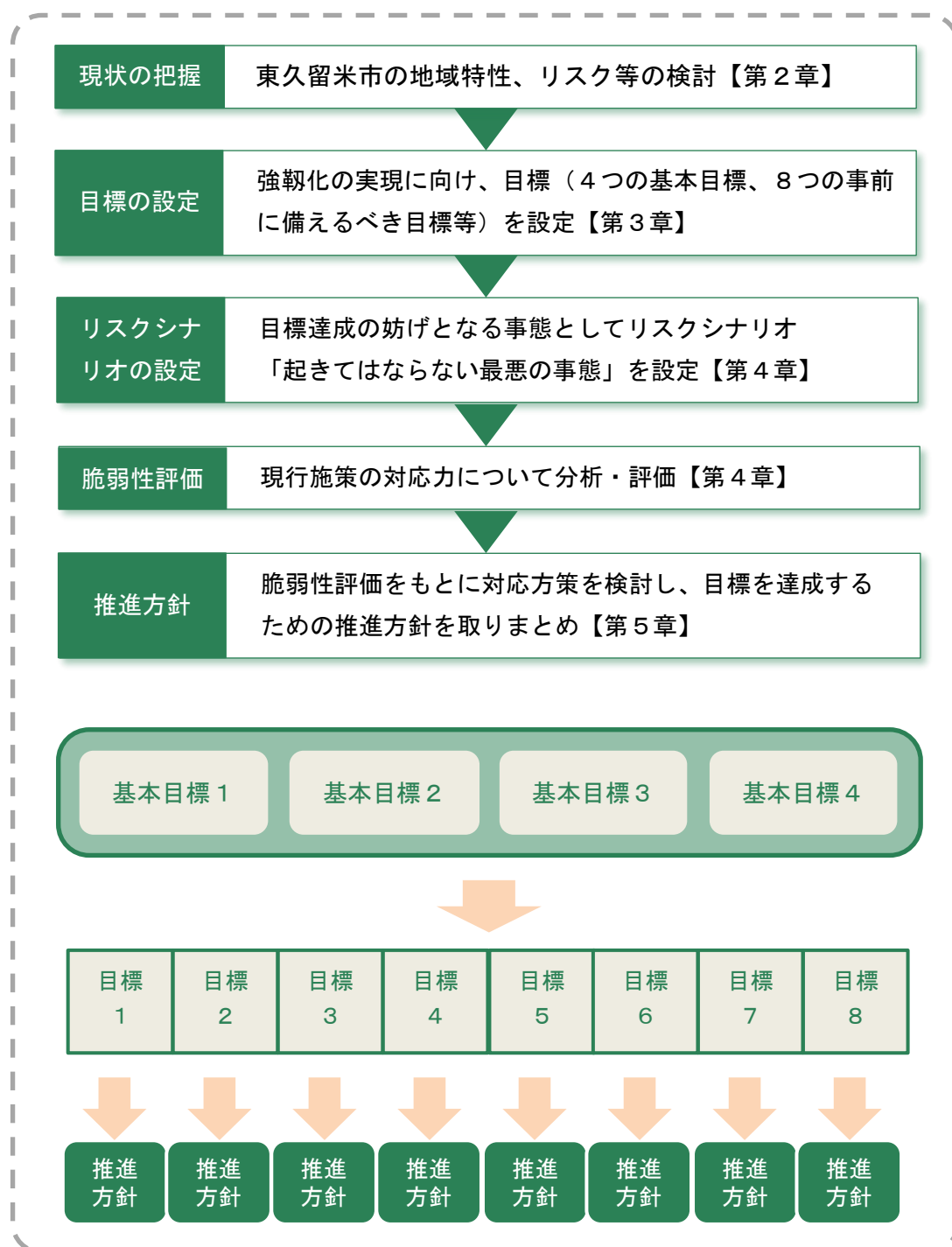
降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）

出典：東京都地域防災計画火山編（平成 30 年修正）

第3章 強靱化の基本的考え方

3-1 目標・方針の策定プロセス

本計画で定める強靱化の目標・方針は、以下の検討プロセスを経て作成した。



※目標と推進方針の間には「リスクシナリオ」及び、「脆弱性評価」が行われている。

3-2 強靱化の基本目標等

(1) 東久留米市の強靱化を進める上での4つの基本目標

国土強靱化とは、本市の土地や経済、地域社会が災害などに遭っても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものである。

本計画における基本目標は、国の基本計画、都の地域計画及び本市の地域特性やリスク等を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定した。

東久留米市の強靱化に係る4つの基本目標

基本目標1

人命の保護が最大限図られる

基本目標2

社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される

基本目標3

市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

基本目標4

迅速な復旧・復興

（２）強靱化における８つの事前に備えるべき目標

４つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として次の８つの事前に備えるべき目標を設定した。

目標 １	直接死を最大限防ぐ
目標 ２	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
目標 ３	必要不可欠な行政機能を確保する
目標 ４	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
目標 ５	経済活動を機能不全に陥らせない
目標 ６	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
目標 ７	制御不能な二次災害を発生させない
目標 ８	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4章 脆弱性評価

4－1 脆弱性評価とは

基本法において、「国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。」（基本法第17条第1項）と定めており、国は、平成25年12月に「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」を定め、平成26年4月に「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」をとりまとめ、同年6月に基本計画を策定した。

東久留米市では、国が示している国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、起きてはならない最悪の事態を設定し、これらの事態を回避するための国土強靱化に資する施策を洗い出し、施策ごとに課題の分析・整理を行った。

4－2 評価の前提となる事項

（1）想定するリスク

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることが予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、まずは、2－2東久留米市において想定される災害に示した大規模自然災害を想定した評価を実施した。

（2）リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの事前に備えるべき目標に基づき、目標達成の妨げとなる事態として、国の基本計画を参考に、本市の地域特性を踏まえ、以下のとおり37項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

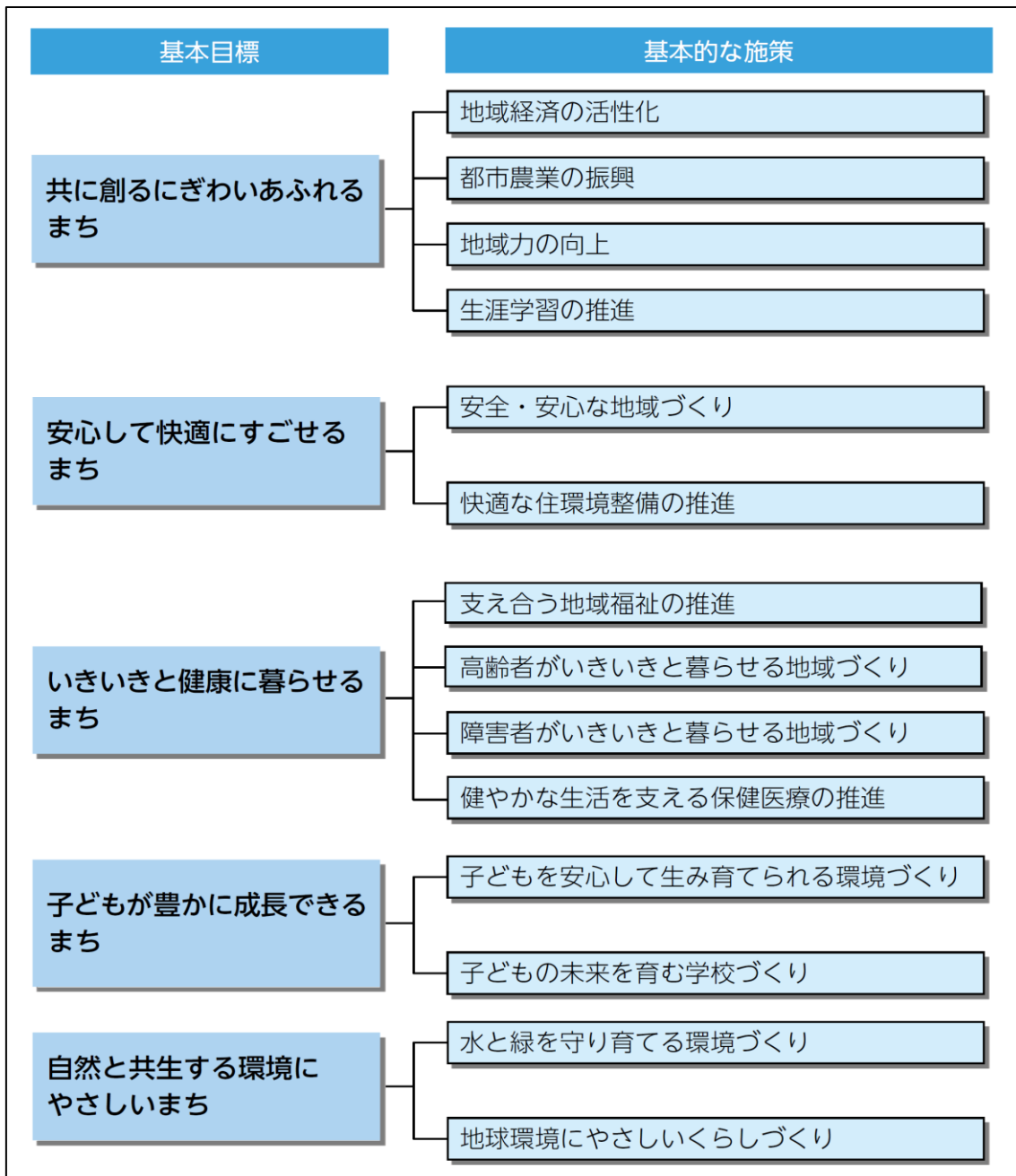
事前に備えるべき目標	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機能の機能不全
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-3	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域間競争力の低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	5-6	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
6.ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通網ネットワークの長期間にわたる機能停止
7.制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃
8.社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（３）施策分野の設定

評価を行う施策分野は、東久留米市第５次長期総合計画における「基本的な施策」を設定し、リスクシナリオとの関係性を整理した。

■東久留米市第５次長期総合計画 基本目標の体系



出典：東久留米市第５次長期総合計画

4-3 脆弱性評価結果

※脆弱性評価結果の記載にあたって、具体的な数値等のデータは、各個別計画などから引用して記載した。

(1) 事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-1-① 住宅・建築物の耐震化の促進	○「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成 24 年 4 月)の多摩直下地震(冬の夕方 18 時)によると、揺れによる建物全壊被害想定は 707 棟、急傾斜地崩壊による建物全壊被害想定は 13 棟、揺れや火災等による死傷者想定は、724 人(うち死者 44 人)である。 ○令和 3 年 1 月 1 日現在の東久留米市家屋課税台帳による市内の住宅総数は 27,393 棟あり、そのうち耐震性を満たしていると推計される住宅は 24,982 棟、耐震化率は 91.2%となっている。 ○住宅・建築物の耐震化について、所有者の認識が不足し耐震改修や老朽化マンションの改修が進まなければ、震災時の建物・人的被害が増大するおそれがある。 ○マンションの耐震診断・耐震改修を行う際には、多額の費用と専門的な知識が必要になるとともに、実際に耐震改修工事を行う際には区分所有者の合意形成を行う必要があるなどの課題がある。
1-1-② 公共施設等の耐震化等の推進	○令和 3 年 12 月現在、本市の延べ床面積が 200 m²以上の市有建築物 78 施設の耐震化率は 98.7%となっている。 ○本市では延べ床面積が 200 m²以上の学校施設の耐震化に積極的に取り組んでおり、耐震補強に関して、100%実施済みとなっている。 ○震災時には、屋外では窓ガラスや広告塔・看板等の落下、自動販売機の転倒など、また、屋内では大規模空間の天井の落下や家具等の転倒などにより人的被害を受ける可能性がある。 ○擁壁・ブロック塀等について、一部でひび割れや損傷等の変況が確認されている。地震発生時に倒壊したブロック塀は避難活動や救助活動、消防活動の妨げとなるおそれがある。
1-1-③ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化	○震災時に建物が複合的・大規模に倒壊した場合、緊急輸送道路の安全な通行ができなくなるとともに、避難所への安全な避難ができなくなるおそれがある。

NO.	脆弱性評価結果
1-1-④ 防災訓練や 防災教育等による地域防災力の向上	○地震災害時における身を守る行動の取り方等については、市民、行政、学校、企業等の平時からの継続的な防災訓練や防災教育等、自発的な防災活動が重要である。

リスクシナリオ 1-2 木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-2-① 木造住宅密集地域等の 解消と住宅の 防災力の向上	○浅間町一・三丁目、本町二丁目は、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、木造住宅密集地域に抽出されたほか、神宝町や小山、幸町等に木造住宅の密度が高い地域がある。 ○都市計画道路の整備にあわせた防災性の向上や地区計画制度の活用、新たな防火規制の指定の検討、木造住宅に対する耐震改修等の促進が必要である。
1-2-② 防災上懸念のある場所における建築物の 防災性の向上	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）によると、揺れや火災等による死傷者想定は、724人（うち死者44人）である。また、火災による建物焼失率想定は2.8%であるが、出火場所が木造住宅密集地域等の場合は、多くの建物が延焼により焼失する可能性がある。 ○平成29（2017）年度の調査結果では、空き家数は405件存在している。東久留米市空家等対策計画に基づき、管理不全の空家等の解消に向けた取り組みが必要である。
1-2-③ 避難場所・避難所等の指定・安全化	○震災時において、同時多発的に火災が発生、延焼拡大し、人命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。市は、そのような事態に備えて、あらかじめ避難場所・避難所を指定しているが、避難場所・避難所に向かう避難者の安全を確保する必要がある。
1-2-④ 大規模火災に対する地域防災力の向上	○市の消防団は、震災時には東京消防庁東久留米消防署と連携し、初期消火、延焼阻止等の消防活動や救出救護活動、避難誘導等に従事する。また、平常時には、地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

リスクシナリオ 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-3-① 洪水ハザードマップを活用した地域防災力の向上	○市は、東京都が作成した流域ごとの浸水予想区域図に基づき、防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成し公表している。 ○洪水ハザードマップにおいて、主として黒目川や落合川周辺に、浸水した場合に想定される水深が1 m以上の区域がある。こうした地域では近年懸念されている都市型災害リスクが高いと考えられる。
1-3-② 河川施設等の浸水対策の推進	○一級河川の黒目川と落合川について、都は「黒目川流域河川整備計画」により河川整備を進めており、必要な護岸整備は概ね完了している。なお、黒目川では、平成29年7月に黒目橋調節池の整備が完了し、落合川については、引き続き調節池の整備を進めている。今後、両河川では、暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量50ミリ規模に引き上げていく必要がある。 ○普通河川の黒目川上流については、公共下水道（雨水）計画により整備が完了している。また、その他の普通河川（出水川、立野川等）については、今後の検討が必要である。 ○雨水整備事業については、雨水管渠整備を継続して進めており、浸水被害の軽減に一定の効果が現れているが、整備率は十分ではなく、今後も気候変動の影響により発生が懸念される、下水道施設の能力を超える規模の降雨への備えが求められる。
1-3-③ 浸水被害に対する地域防災力の向上	○都市部では、近年、市街地の拡大に伴い、地域の持つ保水、遊水機能が低下している。そのため、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、都市型水害と言われる浸水被害が、たびたび発生している。

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
1-4-① 富士山噴火による降灰対策への取組み	○富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。 ○火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、道路、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
1-4-② 土砂災害に対する地域防災力の向上	○市内には、土砂災害警戒区域が14箇所あり、このうち土砂災害特別警戒区域が8箇所指定されている。また、土砂災害危険箇所として、11箇所の急傾斜地崩壊危険箇所が確認されている。

(2) 事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止	
NO.	脆弱性評価結果
2-1-① 備蓄品の確保・充実	○大規模な自然災害が発生した場合、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料について、外部からの供給が途絶するおそれがある。 ○市は、災害時における食料の供給を図るため、災害救助用クラッカー、アルファ化米、アレルギー対策食品等の備蓄を進めている。 ○市は、備蓄物資を避難者に迅速かつ円滑に供給できるよう、市内13か所に備蓄倉庫を整備している。
2-1-② 生命に関わる物資の供給ルート確保	○震災に伴う緊急輸送道路などの閉塞等により、生命に関わる物資の輸送に支障が生じるおそれがある。
2-1-③ 生命に関わる物資の供給体制の構築	○生命に関わる物資を供給するため、市民、関係機関、事業者が連携して、地域の自助・共助体制を構築する必要がある。 ○市は、災害時の生活用水確保のため、市内の井戸を震災対策井戸として指定している。

リスクシナリオ 2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
NO.	脆弱性評価結果
2-2-① 防災市民組織の結成促進と活性化	○大規模自然災害時に、警察や消防等の機関が被災した場合、救助・救急活動等の不足が懸念される。
2-2-② 救急・救助活動や避難場所の確保	○身近な避難スペースとして、防災協力農地やグリーンインフラ等のオープンスペースの活用や、東京都などでも掲げている、逃げないですむまち、安全で安心して住めるまちの実現に向けた取り組みが必要である。

リスクシナリオ 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
NO.	脆弱性評価結果
2-3-① 帰宅困難者 対策の推進	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）によると、帰宅困難者数は、16,721人と想定されている。 ○震災時に帰宅困難者が想定を超え大量に発生した場合、安否の確認及び災害関連情報等の提供が不足し混乱するおそれがある。そのため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、帰宅困難者対策を推進する必要がある。
2-3-② 帰宅困難者の一時滞在施設の確保	○駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多く、混乱するおそれがある。

リスクシナリオ 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
NO.	脆弱性評価結果
2-4-① 初動医療体制の整備	○災害時には、多数の死傷者が発生し、医療機関においてもその機能が著しく低下することが予測される。これらに対応するため、災害時の医療救護体制を整備しておく必要がある。
2-4-② 医療救護活動の確保	○災害時には、医療機関が医療業務を継続できなくなるおそれがある。また、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成し、医療救護所や緊急医療救護所を設置できる体制を整備する必要がある。
2-4-③ 医薬品・医療資器材の確保	○災害時には、緊急交通路や緊急輸送道路等の支援ルートが途絶し、医薬品・医療資器材が不足するおそれがある。また、市は、医療救護班が使用する医療資器材・医薬品について充実強化を図る必要がある。

リスクシナリオ 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
NO.	脆弱性評価結果
2-5-① 予防接種や 消毒・害虫駆除の実施	○災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒などを必要に応じ実施できる体制を維持しておく必要がある。
2-5-② 避難所における衛生管理体制の構築	○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化や、感染症の発生・まん延を防ぐ体制をあらかじめ構築する必要がある。

リスクシナリオ 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
2-6-① 避難所の施設・設備の整備	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）によると、避難生活者数は、14,592人と想定されている。 ○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新を進め、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。
2-6-② 避難所の管理運営体制の整備	○一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮した避難生活環境を整備する。
2-6-③ 避難所以外への避難者の把握や支援	○在宅避難者など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係機関の連携スキームの構築を推進する必要がある。

(3) 事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ 3-1 行政機能の機能不全	
NO.	脆弱性評価結果
3-1-① 行政機能の確保	○災害発生時に行政機能が機能不全に陥らないよう、東久留米市業務継続計画に基づき、庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる必要がある。 ○市庁舎は、現状の上水受水槽にて災害時に市職員が活動するために必要な水量（飲料水、雑用水）を貯蔵している。しかし、市民へ提供する場合など、それ以上に水の使用量が増えることも想定される。 ○電力について、市庁舎、スポーツセンター、西部地域センターでは非常用発電設備が配備されているが、非常用発電設備の容量や燃料量から、通常使用する電力も制限される。したがって、燃料等の優先的な供給など民間事業者との協定締結を推進する必要がある。特に、スポーツセンターには燃料の備蓄がないため、応急・復旧業務等を実施するために、燃料の供給が必要となる。 ○非常用発電設備がない施設（わくわく健康プラザ、東部地域センター、南部地域センター）については、停電になった場合、非常用発電設備がある施設に代替執務スペースを確保し、対応にあたる必要がある。 ○現地での災害・被災情報の収集、応急復旧作業等に車両、燃料が必要であるが、本市が有する車両数は限られるとともに、災害時に燃料の確保が困難になることが懸念される。また、道路網の寸断や物流機能のマヒ等により、必要な消耗品類の入手、重機や資機材の入手が困難となることが想定される。

リスクシナリオ 3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
NO.	脆弱性評価結果
3-2-① 行政機関等の機能維持に向けたBCPの適切な運用	○行政機関等の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。 ○災害時に通常の財務会計システムが停止した場合、円滑な支払業務ができなくなるおそれがある。 ○東京都では、住民や民間の事業者に対して、3日分を目安に非常用食料の備蓄を呼びかけている。

NO.	脆弱性評価結果
3-2-② 防災上重要な公共建築物の災害対策の推進	○市庁舎は耐震性が確保されており、地震時に被害は少ないと考えられるが、勤務時間中に発災した場合、オフィス家具等の転倒から施設利用者及び職員の安全を守り、その後の迅速な業務遂行が妨げられないよう、オフィス家具転倒等防止対策を推進することが必要である。
3-2-③ 公共施設の保全	○全国的にも、高度成長期以降の人口急増に合わせて急速に整備が進められた公共施設の老朽化が大きな課題となっている。 ○公共施設の中には、地域の防災拠点としての役割を担うものもあり、また、災害時及び災害後も安全・快適に利活用できるよう機能を維持する必要がある。

リスクシナリオ 3-3 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
NO.	脆弱性評価結果
3-3-① 災害時の治安維持	○警察施設が災害時に被災した場合、警察機能が低下して治安の悪化や社会の混乱が生じるおそれがある。

(4) 事前に備えるべき目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

リスクシナリオ 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
4-1-① 防災関係機関の情報通信手段の多様化等	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）によると、被害想定は、停電率7.7%、固定電話不通率2.7%である。 ○市立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などが必要になる。 ○本市における災害時の情報通信手段としては、東京都防災行政無線、市防災行政無線、災害時優先電話の回線を整備しているが、平時から、これらの手段による連絡が円滑に行えるようにする必要がある。

リスクシナリオ 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
NO.	脆弱性評価結果
4-2-① 災害情報の伝達手段の多様化	○災害時にテレビ・ラジオ放送が中断した場合、災害時の情報を住民に適切に提供できなくなるおそれがある。

リスクシナリオ 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
NO.	脆弱性評価結果
4-3-① 要配慮者対策の推進	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）によると、被害想定は、停電率7.7%、固定電話不通率2.7%である。〔再掲 4-1-①〕 ○ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯、災害時に支援が必要な障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に、災害発生時に必要な情報が伝達できず、適切な行動がとれないおそれがある。

（５）事前に備えるべき目標５ 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域間競争力の低下	
NO.	脆弱性評価結果
5-1-① 中小企業のBCP策定推進	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）が発生した場合、関連企業及び取引先企業の被災、サプライチェーン（流通経路）の寸断による経済・企業活動への影響は、甚大となる可能性がある。 ○サプライチェーンの重要な担い手である市内中小企業に対し、普及啓発セミナー、BCP策定支援講座等を実施することにより、市内中小企業のBCP策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要がある。
5-1-② 物流ネットワークの災害対応力の強化	○災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・補修・補強等の実施、道路斜面の安全対策の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。 ○市道橋梁は、昭和45年度から昭和61年度までに整備されたものが多く、整備後40年以上経過した橋梁が全体の26.2%、30年以上経過したものが60.7%を占めていることから、施設の老朽化への対応が必要な状況にある。（平成28年度時点）
5-1-③ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化〔再掲 1-1-③〕	○災害時における物流ネットワークの生命線である緊急輸送道路の沿道建築物が倒壊した場合、サプライチェーンが寸断されてしまうため、沿道建築物の耐震化について、迅速な取組みを推進する必要がある。 ○震災時に建物が複合的・大規模に倒壊した場合、緊急輸送道路の安全な通行ができなくなるとともに、避難所への安全な避難ができなくなるおそれがある。〔再掲 1-1-③〕

リスクシナリオ 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
NO.	脆弱性評価結果
5-2-① 燃料供給ルートの確保	○緊急輸送道路等の燃料供給ルートが寸断された場合、市内の社会経済活動やサプライチェーンを長期間維持できなくなるおそれがある。

リスクシナリオ 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
NO.	脆弱性評価結果
5-3-① 高圧ガス施設等の保安体制の確立等	○本市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は無いが、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設があり、災害時にこれらが損壊することによって被害が増大するおそれがある。

リスクシナリオ 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
NO.	脆弱性評価結果
5-4-① 道路の防災対策の推進	○災害時において、緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備などに重点的に取り組むとともに、橋梁の新設・補修・補強等の実施や、道路斜面の安全対策の実施など、道路の防災対策に取り組む必要がある。 ○東久留米市道路舗装補修工事5ヵ年計画（令和2年1月）では、計画保全型の道路について、「都市計画マスタープラン」における主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、主要生活道路のほか、「東久留米市地域防災計画」において、災害発生時に道路啓開が必要な道路（緊急輸送道路）を対象とし、75路線、延長約34.3kmを位置づけている。また、舗装点検の結果、このうち39路線、約12.8kmを補修すべき路線として選定している。 ○駅周辺の無秩序な放置自転車等は、通行の妨げや、災害時の緊急活動等の支障となる恐れがある。
5-4-② 生活道路や災害時の避難路の防災対策の推進	○小山二～四丁目、浅間町三丁目、学園町一丁目は、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回）」において、道路基盤から評価した際の災害時活動困難度が最も高くなっており、狭あい道路等、緊急車両の通行などに際し課題がある。 ○行き止まり道路や狭あい道路が多い地域など、災害時の活動に懸念がある地域では、住民同士の協力による災害時の避難路の確保を進める必要がある。

NO.	脆弱性評価結果
5-4-③ 無電柱化の推進	○市道の無電柱化率は 0.6%（令和 2 年度時点）と、都内区市町村道の無電柱化率 2%（平成 26 年度時点）に対して低い水準にあり、災害時の電柱の倒壊による道路閉塞の発生や、消火・救助・救急等の応急活動の円滑化を妨げるおそれがある。 ○電線類地中化等による無電柱化を推進し、災害時におけるライフラインの確保や、避難救助活動の円滑化を図る必要がある。

リスクシナリオ 5-5

金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

NO.	脆弱性評価結果
5-5-① 金融機関等における防災対策の推進	○中小・地域金融機関においては、顧客データ等の安全対策（プログラムのバックアップ等）を確実に進めるため、店舗の耐震化や BCP の策定などリスク回避できる体制を確実に整備する必要がある。

リスクシナリオ 5-6

食料等の安定供給の停滞

NO.	脆弱性評価結果
5-6-① 食品サプライチェーンの維持	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年 4 月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）が発生した場合、買いだめ、買い急ぎ行動により、小売店舗の食料品や生活必需品が品切れとなる可能性がある。さらに、流通機能の低下、農産物の生産地や飲食料品の製造工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。 ○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する必要がある。
5-6-② 物流ネットワークの災害対応力の強化〔再掲 5-1-②〕	○災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・補修・補強等の実施、道路斜面の安全対策の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。〔再掲 5-1-②〕 ○市道橋梁は、昭和 45 年度から昭和 61 年度までに整備されたものが多く、整備後 40 年以上経過した橋梁が全体の 26.2%、30 年以上経過したものが 60.7%を占めていることから、施設の老朽化への対応が必要な状況にある。（平成 28 年度時点）〔再掲 5-1-②〕

(6) 事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-1-① 自立分散型エネルギーの利用拡大	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）によると、被害想定は、停電率7.7%である。〔再掲4-1-①〕 ○市は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用発電設備及びその燃料（灯油・全負荷運転で10時間分）を備蓄している。

リスクシナリオ 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-2-① 給水機能の維持	○電力供給の途絶の可能性がある多摩直下地震等においても、水道事業を継続するため、都では、浄水場や給水所等への自家用発電設備の整備を進め、電力事情に左右されないように電力の自立化を図り、電力を安定的に確保する必要がある。また、震災時に断水被害が発生した場合、迅速に医療施設等へ応急給水を行う必要がある。

リスクシナリオ 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-3-① 污水管等の耐震性能確保	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）の多摩直下地震（冬の夕方18時）によると、被害想定は下水道管渠被害率19.5%である。 ○震災時に、下水道の枝線管渠や取付管の接続部などにおいて、部分的な被害が想定される。
6-3-② 下水道機能の維持	○本市の污水管渠は、布設から20年以上経過した管渠が過半数を占めており、道路陥没などの危険性が高まっている状況にあり、劣化の度合いが高くなることが予想される。

リスクシナリオ 6-4 地域交通網ネットワークの長期間にわたる機能停止	
NO.	脆弱性評価結果
6-4-① 道路の防災 対策の推進 〔再掲 5-4-①〕	○災害時において、緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備などに重点的に取り組むとともに、橋梁の新設・補修・補強等の実施や、道路斜面の安全対策の実施など、道路の防災対策に取り組む必要がある。〔再掲 5-4-①〕 ○東久留米市道路舗装補修工事5ヵ年計画（令和2年1月）では、計画保全型の道路について、「都市計画マスタープラン」における主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、主要生活道路のほか、「東久留米市地域防災計画」において、災害発生時に道路啓開が必要な道路（緊急輸送道路）を対象とし、75路線、延長約34.3kmを位置づけている。また、舗装点検の結果、このうち39路線、約12.8kmを補修すべき路線として選定している。〔再掲 5-4-①〕
6-4-② 生活道路や 災害時の避 難路の防災 対策の推進 〔再掲 5-4-②〕	○小山二～四丁目、浅間町三丁目、学園町一丁目は、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回）」において、道路基盤から評価した際の災害時活動困難度が最も高くなっており、狭あい道路等、緊急車両の通行などに際し課題がある。〔再掲 5-4-②〕 ○行き止まり道路や狭あい道路が多い地域など、災害時の活動に懸念がある地域では、住民同士の協力による災害時の避難路の確保を進める必要がある。〔再掲 5-4-②〕
6-4-③ 無電柱化の 推進〔再掲 5-4-③〕	○市道の無電柱化率は0.6%（令和2年度時点）と、都内区市町村道の無電柱化率2%（平成26年度時点）に対して低い水準にあり、災害時の電柱の倒壊による道路閉塞の発生や、消火・救助・救急等の応急活動の円滑化を妨げるおそれがある。〔再掲 5-4-③〕 ○電線類地中化等による無電柱化を推進し、災害時におけるライフラインの確保や、避難救助活動の円滑化を図る必要がある。〔再掲 5-4-③〕
6-4-④ 緊急輸送道 路の沿道建 築物の耐震 化〔再掲 1-1-③〕	○震災時に建物が複合的・大規模に倒壊した場合、緊急輸送道路の安全な通行ができなくなるとともに、避難所への安全な避難ができなくなるおそれがある。〔再掲 1-1-③〕
6-4-⑤ 道路機能の 維持管理	○災害時のみならず日常においても道路機能を適切に維持するため、橋梁の予防保全型管理を推進する必要がある。 ○市道橋梁は、昭和45年度から昭和61年度までに整備されたものが多く、整備後40年以上経過した橋梁が全体の26.2%、30年以上経過したものが60.7%を占めていることから、施設の老朽化への対応が必要な状況にある。（平成28年度時点）〔再掲 5-1-②〕

(7) 事前に備えるべき目標7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
7-1-① 出火・延焼の抑制	○震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効である主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。また、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水などを活用できるよう水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。 ○大規模火災の延焼拡大阻止を迅速に展開するため、緊急自動車が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止抑制するような体制が必要である。 ○平成 29 (2017) 年度の調査結果では、空き家数は 405 件存在している。東久留米市空家等対策計画に基づき、管理不全の空家等の解消に向けた取り組みが必要である。〔再掲 1-2-②〕
7-1-② 大規模火災に対する地域防災力の向上 〔再掲 1-2-④〕	○消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、自主防災組織内での強固な連携、初期消火能力の向上が肝要である。

リスクシナリオ 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
NO.	脆弱性評価結果
7-2-① 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化〔再掲 1-1-③〕	○震災時に建物が複合的・大規模に倒壊した場合、緊急輸送道路の安全な通行ができなくなるとともに、避難所への安全な避難ができなくなるおそれがある。〔再掲 1-1-③〕 ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取り組みを推進する必要がある。

リスクシナリオ 7-3 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
NO.	脆弱性評価結果
7-3-① 河川施設等の維持管理	○河川施設等が老朽化により機能不全に陥った場合、本来の防災・減災機能を確保できないだけでなく、施設周辺に影響を与えるリスクが高いため、施設が本来の機能を発揮できるように適切に維持管理する必要がある。 ○一級河川の黒目川と落合川について、都は「黒目川流域河川整備計画」により河川整備を進めており、必要な護岸整備は概ね完了している。なお、黒目川では、平成29年7月に黒目橋調節池の整備が完了し、落合川については、引き続き調節池の整備を進めている。今後、両河川では、暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量50ミリ規模に引き上げていく必要がある。〔再掲 1-3-②〕 ○普通河川の黒目川上流については、公共下水道（雨水）計画により整備が完了している。また、その他の普通河川（出水川、立野川等）については、今後の検討が必要である。〔再掲 1-3-②〕

リスクシナリオ 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃	
NO.	脆弱性評価結果
7-4-① 特定化学物質の使用量等の把握	○特定化学物質の使用量等の報告を受け、状況を把握する必要がある。 ○東京都の化学物質を取り扱う事業所のための防災対策に関するマニュアルによる対策を、事業者にも周知する必要がある。

リスクシナリオ 7-5 農地・森林等の被害による土地の荒廃	
NO.	脆弱性評価結果
7-5-① グリーンインフラの活用推進	○自然環境の有する防災・減災機能を活用するため、適切な維持管理を行う必要がある。
7-5-② 都市農地の維持保全	○農地は、食料供給や多様な生物の生息域として、貴重な役割を果たすほか、災害時には、オープンスペースや、火災の延焼防止等の役割を担っている。一方、減少の一途を辿る農地を保全するため、様々な角度から対策を講じる必要がある。

(8) 事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
NO.	脆弱性評価結果
8-1-① がれき処理体制の構築	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月）の多摩直下地震（冬の夕方 18 時）によると、震災廃棄物は、24 万 t、31 万 m ³ と想定されている。
8-1-② 震災廃棄物の支援体制構築の支援	○「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月）の多摩直下地震（冬の夕方 18 時）によると、震災廃棄物は、24 万 t、31 万 m ³ と想定されている。〔再掲 8-1-①〕

リスクシナリオ 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
NO.	脆弱性評価結果
8-2-① 迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等	○より迅速かつ的確な被災地の救援・復旧活動等のため、TEC-FORCE の活動計画策定等による危機管理体制の強化、派遣に伴う関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
8-2-② ボランティアとの連携	○災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、スキルを維持する対策を進める必要がある。 ○災害復旧時には、膨大な労働力が必要となり、労務供給については、市の職員のみでは必ずしも十分ではない。
8-2-③ 都市復興の目標	○現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておく必要がある。 ○被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。

リスクシナリオ 8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
NO.	脆弱性評価結果
8-3-① 浸水対策の推進	○洪水等による浸水対策を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。 ○雨水の排除については、道路側溝によって低地に流下させている地域もあり、短時間に多量の降雨があった場合には、低地の雨水排水ができず、一部で浸水することが予想される。
8-3-② 雨水排水機能の維持	○平成 29 年度末時点で雨水管全体の整備延長は 49.37km となっているが、そのうち 30 年を超過する雨水管は約 33km（雨水管全体の約 67%）を占め、40 年を超過する雨水管は約 29 km（雨水管全体の 59%）を占めている。

リスクシナリオ 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
NO.	脆弱性評価結果
8-4-① 文化財施設の安全対策	○コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平時から仕掛けていく必要がある。また、東久留米市郷土資料室等の文化財施設における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。 ○震災時には、指定文化財をはじめ多くの文化財に被害が生じるおそれがある。

リスクシナリオ 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
NO.	脆弱性評価結果
8-5-① 復興のための用地の確保	○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、復興のための用地確保に支障をきたさないよう、地籍調査等により土地境界等を明確にしておく必要がある。
8-5-② 住宅の復興	○住宅の復興においては、被災者の住まいの迅速な確保のため、震災発生後、早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示し、できるだけ多様な住宅対策を講じる必要がある。
8-5-③ 都市の復興	○都市の復興においては、震災後の迅速な復興に向けて被災後の体制整備や取組みについて、都と連携して推進する必要がある。

NO.	脆弱性評価結果
8-5-④ 罹災証明書 発行体制の 構築	○大規模災害発生時に、迅速かつ適切に生活再建支援業務を実施するため、罹災証明書を速やかに発行できる体制を構築する必要がある。

リスクシナリオ 8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	
NO.	脆弱性評価結果
8-6-① 各種情報の 的確な発信	○災害時や復旧・復興時において、市の災害情報や復旧・復興に関する的確な情報を広く発信できる体制を整備する必要がある。
8-6-② 産業の復興	○震災からの産業の復興にあたっては、早期の事業再開等が円滑に進むような支援とともに、自力再建までの総合的な対策を講じる必要がある。

第5章 推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、37 項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な取組みを 77 項目の推進方針として整理した。また、東久留米市第 5 次長期総合計画における「基本的な施策」について、リスクシナリオごとに関連施策分野を記載し、推進方針に基づき取り組む具体的な事業については、別冊の主要事業一覧としてまとめる。

5-1 リスクシナリオごとの推進方針

(1) 事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1

住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

関連施策分野 地域力の向上、安全・安心な地域づくり

1-1-①

住宅・建築物の耐震化の促進

- 住宅・建築物の耐震化について、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進めていく。また、都と連携して市内のマンション管理者等への情報提供を行い、耐震化に向けた普及啓発を行う。

1-1-②

公共施設等の耐震化等の推進

- 公共施設等の耐震性を維持保全するとともに、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具類の転倒・落下・移動防止対策等を進める。また、広告塔及び看板等の屋外広告物の維持管理に関する指導や、ブロック塀などの生垣化や倒壊防止対策を誘導し、避難路の確保を進める。

1-1-③

緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路の沿道建築物の複合的・大規模な倒壊を避け、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。また、地震発生時に通行を確保すべき道路は、震災時の建築物の倒壊によって、緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める。

1-1-④

防災訓練や防災教育等による地域防災力の向上

- 市民、防災市民組織のリーダーなどを対象に、防災シンポジウム、防災セミナー、各種講演会等を開催し、防災知識の向上と防災意識の高揚を図る。
- 地震災害時における家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

リスクシナリオ 1-2

木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

関連施策分野

安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進

1-2-①

木造住宅密集地域等の解消と住宅の防災力の向上

- 神宝町一丁目、金山町二丁目、氷川台二丁目、小山一丁目、三丁目、中央町四丁目などの木造住宅の密度が高い地域については、住宅の更新などを促進する。
- 浅間町一・三丁目の木造住宅密集地域について、住環境の改善に向け、住宅の更新や不燃化を促進する。さらに、地区計画制度の活用や東京都建築安全条例に基づく、新たな防火規制の活用を検討する。また、建物の建替えや開発事業にあわせ、狭い区画道路の改善整備を進める。
- 本町二丁目の木造住宅密集地域について、都市計画道路の整備にあわせ防災性の向上を図る。

1-2-②

防災上懸念のある場所における建築物の防災性の向上

- 木造住宅密集地域について、住宅の更新や不燃化を促進する。また、地区計画制度の活用や東京都建築安全条例に基づく、新たな防火規制の活用を検討する。
- 東久留米市空家等対策計画の推進により、空家等の所有者に対し適切な管理や利用を促すよう取り組む。

1-2-③

避難場所・避難所等の指定・安全化

- 震災時において同時多発的に火災が発生、延焼拡大する場合の避難に備えて、避難場所・避難所における避難者の安全を確保する。

1-2-④

大規模火災に対する地域防災力の向上

- 消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

リスクシナリオ 1-3

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

関連施策分野

安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進

1-3-①

洪水ハザードマップを活用した地域防災力の向上

- 市民が浸水の危険性や指定緊急避難場所・避難経路等を事前に認識できるよう、洪水ハザードマップやパンフレットの配布、ホームページへの掲載等により、積極的に普及啓発を行う。

1-3-②

河川施設等の浸水対策の推進

- 雨水整備事業を推進し浸水被害の軽減を図る。一級河川の黒目川と落合川については、国や都へ水辺環境の整備について要望を行い、潤いのある水辺環境の整備に努めていく。また、普通河川においては、生活と自然環境の共存に配慮した整備に取り組む。

1-3-③

浸水被害に対する地域防災力の向上

- 各防災関係機関及び市民が一体となった総合防災訓練を実施し、各防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。
- 管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

リスクシナリオ 1-4

大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

1-4-①

富士山噴火による降灰対策への取組み

- 富士山噴火による降灰被害は、都県をまたぎ広範囲に及ぶため、国及び都の検討状況を踏まえ、火山灰による被害対策を行う。

1-4-②

土砂災害に対する地域防災力の向上

- 各防災関係機関及び市民が一体となった総合防災訓練を実施し、各防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。〔再掲 1-3-③〕
- 土砂災害警戒区域等の土砂災害が発生するおそれがある区域は、区域内の土地所有者や居住者に対し、災害時の危険性について ハザードマップなどにより周知を図る。

(2) 事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

関連施策分野 安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進

2-1-①

備蓄品の確保・充実

- 災害時において被災者の生命の維持や生活に最低限必要な、食料・日用品・燃料等の物資を確保するとともに、市民へ備蓄を行うよう周知していく。
- 高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検討する。また、避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておく。

2-1-②

生命に関わる物資の供給ルート確保

- 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- 市道橋梁の新設・補修・補強を進める。

2-1-③

生命に関わる物資の供給体制の構築

- 避難所や避難場所などが災害時に十分対応できるよう、関係機関と連携を図り、地域の自助・共助体制の構築を進める。
- 災害時における迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者から調達できるよう体制を整える。
- 市内の井戸を震災対策井戸に指定し、災害時の生活用水を確保する。また、市が管理する災害用井戸についても引き続き維持管理していく。

リスクシナリオ 2-2

警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

関連施策分野

地域力の向上、安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進 水と緑を守り育てる環境づくり

2-2-①

防災市民組織の結成促進と活性化

- 住民への積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進めるとともに、未結成地域が解消するように努める。また、防災市民組織の活動用資器材の充実及び活動拠点の整備に努める。
- 東京消防庁東久留米消防署と連携し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練を行い、防災市民組織等による共助体制の強化を推進する。
- 消防団が震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団の活動の拠点となる分団詰所の整備、耐震化を図るとともに、消防団のポンプ車をはじめ資器材等を適時更新する。

2-2-②

救急・救助活動や避難場所の確保

- 身近な避難スペースである公園の維持管理を進めるとともに、かまどベンチなどの防災施設の設置に努める。また、六仙公園の整備拡大にあわせ、広域避難場所としての活用を図る。さらに、地権者の理解を得ながら、農地を防災上の貴重なオープンスペースとして活用する。

リスクシナリオ 2-3

想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

2-3-①

帰宅困難者対策の推進

- 帰宅困難者自身の安全、発災後に優先すべき救助・救護・消火活動・緊急輸送等を円滑に行うため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。
- 市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発 周知徹底を図る。

2-3-②

帰宅困難者の一時滞在施設の確保

- 市は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。また、地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

リスクシナリオ 2-4

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

関連施策分野 安全・安心な地域づくり、健やかな生活を支える保健医療の推進、子どもを安心して生み育てられる環境づくり

2-4-①

初動医療体制の整備

- 市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。また、市災害医療コーディネーターが、市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、都地域災害医療コーディネーター等の関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

2-4-②

医療救護活動の確保

- 医療機関が災害時にも継続的に業務を行える体制づくりを促進する。
- 医療救護班等を編成できるよう、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と連携する。また、医療救護所や緊急医療救護所の設置場所を確保する。さらに、市は、医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

2-4-③

医薬品・医療資器材の確保

- 医療救護班が使用する医療資器材・医薬品の内容を見直すとともに、市薬剤師会の協力を得て災害薬事センターの設置による供給体制を確保する等、医薬品の備蓄・供給体制の充実強化を図る。
- 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。〔再掲 2-1-②〕

リスクシナリオ 2-5

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

関連施策分野

安全・安心な地域づくり、健やかな生活を支える保健医療の推進

2-5-①

予防接種や消毒・害虫駆除の実施

- 平時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種や、必要に応じて消毒などを実施できる体制を整備しておく。

2-5-②

避難所における衛生管理体制の構築

- 新型コロナウイルス等の感染症に対しては、避難所が過密にならないように、可能な限り滞在スペースの拡充を図るなど、感染拡大を防止する対策を実施する必要があることから、小中学校を避難所としている場合には、体育館以外の教室や他の諸室の活用も検討し、施設管理者と調整を行う。また、感染した自宅療養者及び濃厚接触者用に専用の避難所を設置し、自宅療養者及び濃厚接触者が可能な限り接触しないよう対策を講じ実施する。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。
- 自宅が安全な場合には自宅に留まる在宅避難や、親戚・知人宅等に避難する分散避難についても周知する。

リスクシナリオ 2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

関連施策分野

安全・安心な地域づくり、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり、
障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

2-6-①

避難所の施設・設備の整備

- 避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、防災行政無線等通信機器のほか、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

2-6-②

避難所の管理運営体制の整備

- 高齢者などの要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検討する。〔再掲 2-1-①〕また、避難所には男女の管理責任者を置くとともに、男女のニーズの違いや男女共同参画の視点に配慮する。また、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者の二次避難所を確保する。

2-6-③

避難所以外への避難者の把握や支援

- 在宅避難者などに向けた食料・水・生活物資の配給等や応急の医療活動、情報提供といった災害支援のあり方を検討し、体制構築を図る。
- 避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。

(3) 事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ 3-1

行政機能の機能不全

関連施策分野

安全・安心な地域づくり

3-1-①

行政機能の確保

- 市庁舎の水道については、上水道停止時に有効活用が図られるよう使用方法を検討する。
- 非常用発電設備のための燃料の備蓄や民間事業者との協定締結を推進するとともに、全庁的に停電を想定した訓練を行うなど、停電時の災害対応力の強化に努める。
- 市庁舎においては災害発生時に継続して 72 時間の電力供給が可能となるよう、現在設置されている非常用発電設備に加えて新たに、再生可能エネルギーを活用した発電設備を整備する。
- 車両については、非常時優先業務の優先性、車両の必要性を考慮し、車両使用の優先順位の設定や他部の車両の利用ルール等を検討する。また、燃料については、「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」の締結先の企業から優先的に入手し、必要な燃料を確保できるよう、体制の構築を図る。

リスクシナリオ 3-2

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

関連施策分野 安全・安心な地域づくり、子どもの未来を育む学校づくり

3-2-①

行政機関等の機能維持に向けた BCP の適切な運用

- 「東久留米市業務継続計画」の継続的な見直しを行うとともに、災害時の行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、受援による業務継続体制を強化する対策について取組みを進める。
- 災害時に通常の財務会計システムが停止した場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルを整備し、訓練を実施するなど体制を強化する。
- 市は、職員用に 3 日分の非常用食料等及び備蓄場所の確保に努めるとともに、非常時に食料等を搬出入しやすい場所等への保管を検討する。

3-2-②

防災上重要な公共建築物の災害対策の推進

- 市庁舎への災害時の被害抑止・機能維持を目的とした設備の導入、家具転倒防止対策の推進など、施設利用者と職員の安全を確保し、迅速な初動態勢を確保する。

3-2-③

公共施設の保全

- 公共施設の機能を維持し、安全で快適な行政サービスを提供することを目的とし、各個別施設の保全工事等の推進を図る。

リスクシナリオ 3-3

被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

3-3-①

災害時の治安維持

- 防犯意識の高揚を図るため、啓発活動の推進、市民の自主的な地域活動を促進するための支援、地域・関係機関などとの連携を進める。

(4) 事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

リスクシナリオ 4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

4-1-①

防災関係機関の情報通信手段の多様化等

- 防災行政無線については、定期的に接続状況の確認や職員への操作訓練を行うことで、災害時に迅速に情報収集・伝達できる体制を構築していく。
- 情報収集・伝達を確実なものとしていくため、通信手段の多重化を進めていく。

リスクシナリオ 4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

4-2-①

災害情報の伝達手段の多様化

- 防災行政無線のほか、市民が必要とする災害情報の充実に向け、市ホームページ上での情報発信の拡充や「安心くるめーる」や「防災ツイッター」などの SNS の活用による防災行政無線を補完する情報伝達手段の充実を図る。

リスクシナリオ 4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

関連施策分野

安全・安心な地域づくり、支え合う地域福祉の推進、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり、障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

4-3-①

要配慮者対策の推進

- 寝たきり高齢者や高齢者のみ世帯及び障害者、妊産婦等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害サービス事業者、ボランティア及び防災市民組織等と連携し、要配慮者に対する近隣住民の協力体制づくりを推進する。

(5) 事前に備えるべき目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域間競争力の低下

関連施策分野

地域経済の活性化、安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進

5-1-①

中小企業のBCP策定推進

- 東久留米市商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

5-1-②

物流ネットワークの災害対応力の強化

- 災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・補修・補強工事等の実施、道路斜面の安全対策の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。

5-1-③

緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化〔再掲 1-1-③〕

- 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。〔再掲 2-1-②〕

リスクシナリオ ５－２

エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

関連施策分野 安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進

５－２－①

燃料供給ルートの確保

- 燃料供給ルートを確実に確保するため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・補修・補強工事等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。

リスクシナリオ ５－３

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

５－３－①

高圧ガス施設等の保安体制の確立等

- 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要となる知識技能の習得に向けて、都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。
- LP ガスを使用している一般家庭に対し、ボンベの転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

関連施策分野 安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進

5-4-①

道路の防災対策の推進

- 災害発生時に道路啓開が必要な道路（緊急輸送道路）の計画的な補修や、駅周辺において消防活動等へ支障となる、放置自転車等の対策としてこれらを抑制するために駐車場を整備する。また、道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」及び「道路橋示方書・同解説」に従い、地質・構造などの状況に応じ、想定される多摩直下地震に対しても、落橋や倒壊を生じないよう、耐震性の強化を図る。

5-4-②

生活道路や災害時の避難路の防災対策の推進

- 浅間町三丁目、小山二、三、四丁目、学園町一丁目など狭あい道路が多い地域については、住民同士の協力による災害時の避難路の確保を進める。
- 円滑な消防活動や災害時の救援活動などに資するよう、地域住民や関係者の理解を得ながらボトルネック箇所の解消などの整備、改善を進める。

5-4-③

無電柱化の推進

- 都市防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保に向けて、
 - ◇田無久留米線（都市計画道路東 3・4・12）のうち、小金井久留米線（同東 3・4・19）との交差部から小平久留米線（同東 3・4・21）との交差部の区間
 - ◇小平久留米線（都市計画道路東 3・4・21）のうち、田無久留米線（同東 3・4・12）との交差部から府中清瀬線（同東 3・4・7）との交差部の区間
 - ◇久留米東村山線（都市計画道路東 3・4・5）のうち、小金井久留米線（同東 3・4・19）との交差部から府中清瀬線（同東 3・4・7）との交差部の区間
 - ◇保谷東村山線（都市計画道路東 3・4・11）のうち、府中清瀬線（同東 3・4・7）との交差部から東村山市との市境の区間について、無電柱化を推進する。
- 都市計画道路の新設に併せて無電柱化を推進する。

リスクシナリオ 5-5

金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

関連施策分野 地域経済の活性化

5-5-①

金融機関等における防災対策の推進

- 中小・地域金融機関や郵便局等においては、店舗の耐震化やBCPの策定など、事業継続体制を構築できるよう支援する。

リスクシナリオ 5-6

食料等の安定供給の停滞

関連施策分野 地域経済の活性化、安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進

5-6-①

食品サプライチェーンの維持

- 災害時の道路寸断や物流機能の低下により、企業の事業継続が困難となることで、局地的に生活必需品等の不足が発生する等のおそれがあるため、市は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業・小規模事業者によるBCPの策定又は見直しを進める。

5-6-②

物流ネットワークの災害対応力の強化〔再掲 5-1-②〕

- 災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・補修・補強工事等の実施、道路斜面の安全対策の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。〔再掲 5-1-②〕

(6) 事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

6-1-①

自立分散型エネルギーの利用拡大

- 発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や指定避難所等の拠点施設の機能を維持するためのコージェネレーションシステムや太陽光発電をはじめとした自立・分散型電源の設置などにより電力の確保に努め、LP ガスの活用を促進するなど、民間事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。

リスクシナリオ 6-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

6-2-①

給水機能の維持

- 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、都では、給水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。また、医療施設等への応急給水については、人命に関することから、応急給水を迅速に行うことを目的に、市は、給水車の拡充について都に働きかける。

リスクシナリオ 6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

関連施策分野 快適な住環境整備の推進

6-3-①

污水管等の耐震性能確保

- 下水道管などの耐震診断を進め、災害時のライフラインの確保を図る。

6-3-②

下水道機能の維持

- 「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を踏まえ、下水道施設の維持管理・改築を一体的にとらえ、計画的・効率的な管理を図り、下水道施設の機能維持、維持管理費の縮減や雨天時浸入水の削減に取り組む。

リスクシナリオ 6-4

地域交通網ネットワークの長期間にわたる機能停止

関連施策分野 安全・安心な地域づくり、快適な住環境整備の推進

6-4-①

道路の防災対策の推進〔再掲 5-4-①〕

- 災害発生時に道路啓開が必要な道路（緊急輸送道路）の計画的な補修や、駅周辺において消防活動等へ支障となる、放置自転車等の対策としてこれらを抑制するために駐車場を整備する。また、道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」及び「道路橋示方書・同解説」に従い、地質・構造などの状況に応じ、想定される多摩直下地震に対しても、落橋や倒壊を生じないよう、耐震性の強化を図る。〔再掲 5-4-①〕

6-4-②

生活道路や災害時の避難路の防災対策の推進〔再掲 5-4-②〕

- 浅間町三丁目、小山二、三、四丁目、学園町一丁目など狭あい道路が多い地域については、住民同士の協力による災害時の避難路の確保を進める。〔再掲 5-4-②〕
- 円滑な消防活動や災害時の救援活動などに資するよう、地域住民や関係者の理解を得ながらボトルネック箇所の解消などの整備、改善を進める。〔再掲 5-4-②〕

6-4-③

無電柱化の推進〔再掲 5-4-③〕

- 都市防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保に向けて、
 - ◇田無久留米線（都市計画道路東 3・4・12）のうち、小金井久留米線（同東 3・4・19）との交差部から小平久留米線（同東 3・4・21）との交差部の区間
 - ◇小平久留米線（都市計画道路東 3・4・21）のうち、田無久留米線（同東 3・4・12）との交差部から府中清瀬線（同東 3・4・7）との交差部の区間
 - ◇久留米東村山線（都市計画道路東 3・4・5）のうち、小金井久留米線（同東 3・4・19）との交差部から府中清瀬線（同東 3・4・7）との交差部の区間
 - ◇保谷東村山線（都市計画道路東 3・4・11）のうち、府中清瀬線（同東 3・4・7）との交差部から東村山市との市境の区間について、無電柱化を推進する。〔再掲 5-4-③〕
- 都市計画道路の新設に併せて無電柱化を推進する。〔再掲 5-4-③〕

6-4-④

緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化〔再掲 1-1-③〕

- 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。〔再掲 2-1-②〕

6-4-⑤

道路機能の維持管理

- 市道橋梁の新設・補修・補強を進める。〔再掲 2-1-②〕

（7）事前に備えるべき目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

関連施策分野

安全・安心な地域づくり

7-1-①

出火・延焼の抑制

- 木造住宅密集地域について、住宅の更新や不燃化を促進する。また、地区計画制度の活用や東京都建築安全条例に基づく、新たな防火規制の活用を検討する。〔再掲 1-2-②〕
- 東久留米市空家等対策計画の推進により、空家等の所有者に対し適切な管理や利用を促すよう取り組む。〔再掲 1-2-②〕

7-1-②

大規模火災に対する地域防災力の向上〔再掲 1-2-④〕

- 各防災関係機関及び市民が一体となった総合防災訓練を実施し、各防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。〔再掲 1-3-③〕
- 住民への積極的な指導・助言により、防災市民組織の組織化を進めるとともに、未結成地域が解消するように努める。また、防災市民組織の活動用資器材の充実及び活動拠点の整備に努める。〔再掲 2-2-①〕
- 東京消防庁東久留米消防署と連携し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練を行い、防災市民組織等による共助体制の強化を推進する。〔再掲 2-2-①〕
- 消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。〔再掲 1-2-④〕

リスクシナリオ 7-2

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

7-2-①

緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化〔再掲 1-1-③〕

- 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。〔再掲 2-1-②〕

リスクシナリオ 7-3

防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

関連施策分野 快適な住環境整備の推進

7-3-①

河川施設等の維持管理

- 市は、排水機能、安全性及び美観を確保するため、普通河川・水路について清掃、草刈り、浚渫、施設修繕等を進める。
- 雨水整備事業を推進し、浸水被害の軽減を図る。〔再掲 1-3-②〕

リスクシナリオ 7-4

有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

関連施策分野 安全・安心な地域づくり、地域環境にやさしい暮らしづくり

7-4-①

特定化学物質の使用量等の把握

- 特定化学物質の使用量等の報告を受け、状況を把握する。
- 東京都の化学物質を取り扱う事業所のための防災対策に関するマニュアルによる対策を、事業者
に周知する。

リスクシナリオ 7-5

農地・森林等の被害による土地の荒廃

関連施策分野 都市農業の振興、快適な住環境整備の推進、水と緑を守り育てる環境づくり

7-5-①

グリーンインフラの活用推進

- 延焼防止機能を持った植樹帯や河川などに農地・緑地を加えた、防災に対応する水と緑のネット
ワークの形成を図る。また、地下水を涵養し、雨水流出抑制を図るため、緑地や農地の保全に努
めるとともに、グリーンインフラの整備に取り組む。

7-5-②

都市農地の維持保全

- 農業者の意向把握に努め、営農が困難となった生産緑地の貸借を進める。
- 国や東京都の補助金を積極的に活用し、防災兼用井戸や土留めの整備を進める とともに、関
係機関や農業者と連携し、防災・減災に努める。
- 市民農園や農業イベントを通じ、農地と農業に対する理解促進を図る。

(8) 事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

関連施策分野 安全・安心な地域づくり、地域環境にやさしい暮らしづくり

8-1-①

がれき処理体制の構築

- がれき処理マニュアルに基づき、関係機関との協力支援等の処理体制を構築する。

8-1-②

震災廃棄物の支援体制構築の支援

- 大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制構築を支援するとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築する。

リスクシナリオ 8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

8-2-①

迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等

- より迅速かつ的確な被災地の救援・復旧活動等のため、TEC-FORCE の活動計画策定等による危機管理体制の強化、派遣に伴う関係機関との連携体制を構築する。

8-2-②

ボランティアとの連携

- 市と市社会福祉協議会は、平常時からボランティア活動についての情報交換を行い、災害時に迅速かつ円滑な連携及び協力の体制を構築する。
- 市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。
- 円滑な復旧対策活動の推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努める。

8-2-③

都市復興の目標

- 「東久留米市長期総合計画」及び「東久留米市都市計画マスタープラン」を基本とし、被災前よりも質の高い都市像の実現を目標とする。また、復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことが出来る「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

リスクシナリオ 8-3

広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

関連施策分野

快適な住環境整備の推進

8-3-①

浸水対策の推進

- 浸水対策として、1時間 50mmの降雨に対処できる施設の整備を行うとともに、都下水道局と連携し、市民等に対し、浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

8-3-②

雨水排水機能の維持

- 「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を踏まえ、下水道施設の維持管理・改築を一体的にとらえ、計画的・効率的な管理を図り、下水道施設の機能維持、維持管理費の縮減や雨天時浸入水の削減に取り組む。〔再掲 6-3-②〕

リスクシナリオ 8-4

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

関連施策分野 生涯学習の推進

8-4-①

文化財施設の安全対策

- 所蔵文化財リストを整備する。文化財の所有者又は管理者は、文化財防災点検表を作成し、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。
- 歴史資料の適切な保護・整理・保管・活用のために、資料集の刊行や展示施設を含めた集中保管できる施設の確保に取り組む。

リスクシナリオ 8-5

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

関連施策分野 安全・安心な地域づくり

8-5-①

復興のための用地の確保

- 地籍調査について検討する。

8-5-②

住宅の復興

- 住宅復興のための施策として、個人や企業の自力による復興を基本としつつ、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」などにより、震災発生後、早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、都と連携して、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

8-5-③

都市の復興

- 都と調整を図りながら、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」を作成する。また、無秩序な建築の制限を行う建築制限や、都市計画マスタープランの方針に基づき、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成について検討する。

8-5-④

罹災証明書発行体制の構築

- 罹災証明書発行システムを導入しており、システムの使用方法に関する訓練等を実施し、習熟に努める。

リスクシナリオ 8-6

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

関連施策分野

地域経済の活性化、安全・安心な地域づくり

8-6-①

各種情報の的確な発信

- 市ホームページや SNS（YouTube、フェイスブック、ツイッター等）、「安心くるめーる」など、多様な媒体を活用し、情報発信を行う。
- 言語や生活習慣が異なり、地震の体験や知識のない市内在住外国人が災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識普及を図るとともに、国際交流団体等と連携し、指定避難所や避難場所への案内標識等の多言語化など、外国人に対する情報提供体制が確立できるよう努める。

8-6-②

産業の復興

- 震災からの産業の復興にあたって、都と連携しながら、早期の事業再開等が円滑に進むよう総合的な対策・支援をするとともに、中長期的視点に立ち、産業振興を図る施策を進める。

東久留米市国土強靱化地域計画

令和４年２月

発行／東久留米市

編集／東久留米市環境安全部防災防犯課

住所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目３番１号

電話／０４２－４７０－７７７７（代）

FAX／ ０４２－４７０－７８０７

E-mail／bosaibohan@city.higashikurume.lg.jp